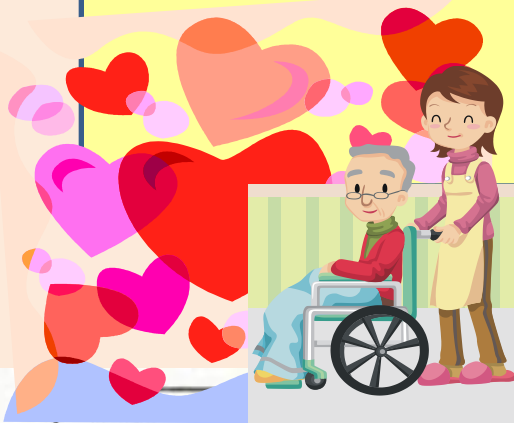


新総合事業を活用したわがまちづくりへの挑戦

千葉県流山市健康福祉部介護支援課

課長 早川 仁 ☆彡



★ 千葉県北西部に位置する流山市は、東京都心から30km圏内にある首都近郊の住宅都市として昭和42年に市制施行となり、平成26年4月1日現在、総人口170,493人の都市となっている。市域の面積は、35.28km²となっている。

特に、昭和30年代後半からの高度経済成長に伴う東京圏の外延化とともに発展し、各鉄道沿線に市街地が形成されてきた。

最近では、平成17年にはつくばエクスプレスが開通し、利便性が飛躍的に向上するとともに沿線整備が進められている。

○高齢者数： 39,454人

○高齢化率： 23.1%

○要支援認定者数： 1,336人

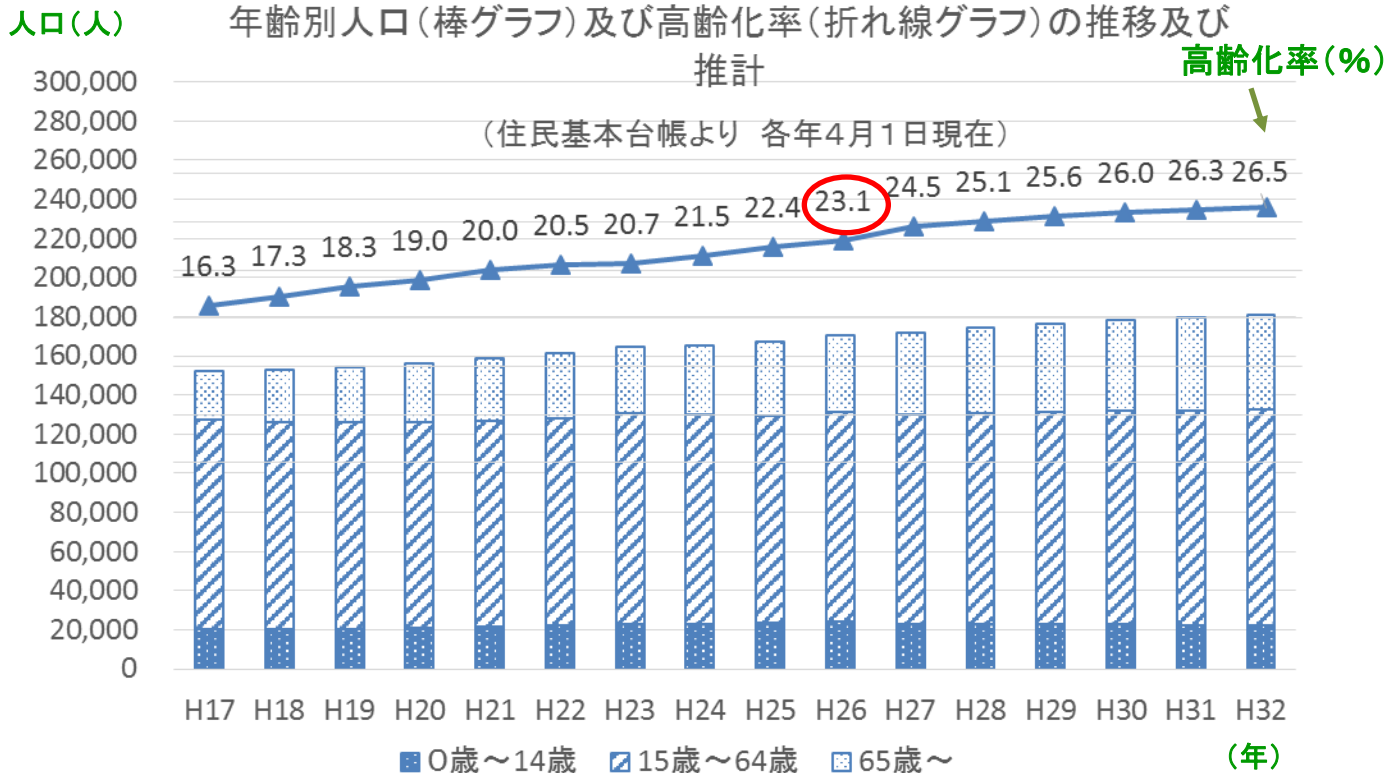
○要介護認定者 5,060人



流山市の高齢者人口等の状況について

★ 高齢化が年々進んでおり、平成17年から平成26年までの9年間で、14, 532人増え高齢化率は6. 8ポイント伸びている。

近年では、75歳以上の高齢者数が急増しており、H18年からの6年間で約4, 300人増加、1. 44倍と、同じ期間の65歳～74歳人口の伸び(1. 28倍)を上回っている。今後団塊の世代が後期高齢者となっていくことから、より急激な伸びが懸念されている。



* 75歳以上人口の実績値
(登録人口に基づく)

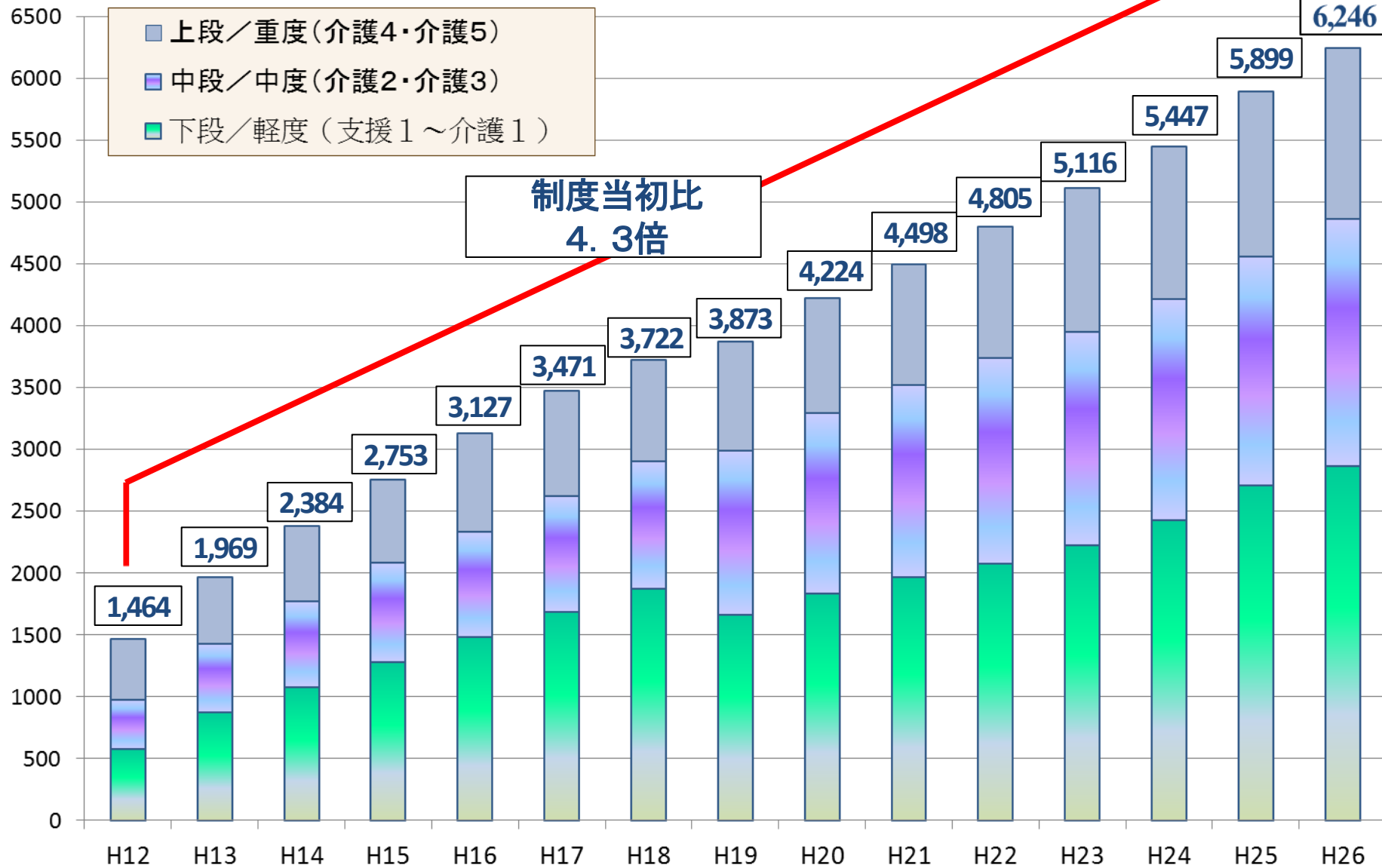
年	75歳以上	高齢者人口に占める割合
H17年	9, 578人	38. 4%
H18年	10, 196人	38. 5%
H19年	10, 725人	38. 0%
H20年	11, 436人	38. 4%
H21年	12, 119人	38. 3%
H22年	12, 890人	39. 0%
H23年	13, 812人	40. 6%
H24年	14, 675人	41. 2%

※いずれもH26までは実績値、H27以降は推計値

流山市の要支援・要介護認定者数の推移

単位(人)

(第1号被保険者及び第2号被保険者の合計)



* 各年の3月末日時点の実数

(年)

第6期流山市高齢者支援計画の施策体系

【基本理念】

地域ぐるみの支え合いでつくる 元気で 生き生き 安心 流山

【基本目標1】 地域ぐるみ支え合い体制づくり(地域包括ケアシステムの構築)

<施策目標1> いつまでも元気で暮らせる健康づくり

<施策目標2> 生きがいのある地域づくり

<施策目標3> 介護予防と社会参加の推進

<施策目標4> 介護・福祉サービスの充実

<施策目標5> 介護と医療の連携推進

<施策目標6> 在宅での生活の継続を支える地域づくり

<施策目標7> 高齢者の住まいに係る施策の推進

(予防)

(介護)

(医療)

(生活支援)

(住まい)

地域包括ケアシステムの構成要素

【基本目標2】 高齢者を支える介護体制づくり(介護保険サービスの事業量見込みと保険料)

今回の介護保険法改正で、地域支援事業に追加された事項



- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
(法第115条の45第1項第1号)
- ② 医療介護連携推進事業
(法第115条の45第2項第4号)
- ③ 生活支援体制整備事業
(法第115条の45第1項第5号)
- ④ 認知症総合的支援事業
(法第115条の45第1項第6号)



①～④のいずれも法の原則どおり27年度からスタートさせる。

27年度からスタートする理由

2025年には、高齢者人口が48,800人
(+9,300人)となり、高齢化率は26.7%となる。
市内北部地域では、30%を超える見込み。

こうした‘高齢者が中心のまち’となっても、まちの活力を維持し、まちに成熟さを感じられるようにするためには、高齢者がいきいきと、人生でもう一度輝くことができるまちとは、どうあるべきかを市民とともに追及し、実践していくことが必要。

今回の法改正で創設された新事業は、いずれもこれからの地域社会の構築に欠かせない課題点である。

これらの課題点を地域支援事業として実施できるならば、こうした新事業を‘活用’して、疲弊化しつつある地域コミュニティを





再生させ、高齢者が互いに支え合う仕組みを中心としつつ、子育てが一段落した壮年層も可能な限り巻き込んで、高齢者が目標と生きがいをもち、明日も生きることを希望と自信を持って約束できる‘わがまちづくり’に積極的に取り組むことが重要。

さらには、認知症を抱える方が増加しており、現時点で、要介護認定者のうち、3,121人(26年7月末時点)がⅡa以上の評価(主治医意見書)を受けている。5年前に比べて989人増えている状況。

医療と介護が連携した認知症対策の構築も急務となっている。

高齢化のピークまで、あと11年しかありません。

そのためには、早い時点から、こうした‘わがまちづくり’に着手することが市に求められていると判断したのである。

訪問型サービスの展開イメージ

地域包括支援センターの専門職が適切なサービス利用を支援します。



その人のニーズ
(必要性)に柔軟に対応できるようになります。

いろいろな人に支えてもらえる安心感があるね。
自分に合ったものを選びたいんだね。



要支援1の認定を受けた
独居の利用者

ひとり暮らしは不安。時々おしゃべりがしたいね。

掃除や調理が辛くなってきてねえ。

一緒に買い物に行ってほしい。

お風呂に入るのが不安。

定期的に介護支援サポーターに来てもらって話し相手になってもらいましょう。
普段は、自治会のパトロール活動で見守ってもらいましょう

NPO法人やシルバー人材センターが提供する訪問型サービスを利用して、ちょっと手伝ってもらいましょう。
ボランティアの有償サービスなら、もっと、いろいろ支援してくれます。

ホームヘルパーが入浴の介助をします
(身体介護)

従来の介護保険の予防給付の対応範囲
(買い物の同行は本人の歩行機能等により利用可否が判断される。)

総合事業の対応範囲(地域包括支援センターが本人のニーズを評価してサービスに結びつけます。)

高

利用者負担

低

訪問型サービス A

新たな担い手として参画予定の 事業所の改編後のイメージ

▲▲生活協同組合

新規創設部門

現行の訪問介護相当
▲▲訪問介護事業所

訪問型サービスA
▲▲訪問介護事業所
(新たに事業者指定)

地域サポートセンター
(有償ボランティア部門)

出来高払いを予定
国保連経由で審査・支払
雇用労働者により提供



生活支援コーディネーターのバックアップ体制

見守り、話し相手等

主に、身体介護のほか、
現在介護予防給付により
介護予防訪問介護を利用
している要支援者向けの
当面のサービス

要支援者、事業対象者
の生活支援サービスを
担う
* 買い物、掃除、調理
ゴミ出し等



多様な生活支援ニーズを
抱える高齢者を
支援
* 多様な生活支援サ
ービスに柔軟に対応

訪問型サービス A

シルバー人材センターの活用 イメージ（現時点の案）

公益社団法人
流山市シルバー人材センター

新たな対応部門

個別の注文に応じ会員が生活支援等のサービスを提供

大掃除



草刈り、
樹木剪定



市民からの要請に個別に対応。サービス内容及び時間に基づいて料金を個別に決定。庭木の剪定、草刈り、大掃除等幅広く対応
(生活援助の注文は月2、3件)

訪問型サービスA実施部門
(委託による実施)

会員による提供形態は今までと同様

買い物



調理



人数等に応じた一定期間ごとの包括払い又は出来高払いを予定、センターに直接支払い。

掃除



地域包括支援センターのケアマネジメントに応じ、あらかじめ設定されたサービス内容、単価により、要支援者・事業対象者の生活支援サービスを担う。

*買い物、掃除、調理、ゴミ出し等



訪問型サービスの
真の戦略

【2025年に向けた支え合いの地域社会づくり】
生活支援ニーズには、住民参加型のサービス・
仕組みでサポートできるように移行を進める。

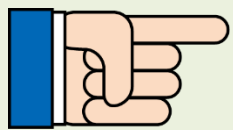
訪問型サービス(A)

**有償ボランティアによる支援
(サービスB)**

**介護支援サポーターに
よる支援**

**ボランティア、ご近所の助け合い
(互助の強化)**

超高齢化への対応をきっかけ
とした地域コミュニティの
再生への発展



流山市における介護支援サポーター事業 (地域介護予防活動支援事業に位置付け)

流山市

サポーター受入
機関登録申請

受入機関登録許可

介護保険施設・
デイサービス等の
事業所

介護支援サポーター管理業務委託
契約

ポイント転換交付金(最大5千円)
の交付又は商業振興ポイント
(最大6千円分のポイント)への転換

※庁内産業振興部の財源協力

活動確認
スタンプ押
印(1時間
1スタンプ)

見守り、話し
相手等の介
護支援サ
ポーター活動

介護支援
サポーター管理機関

- ・サポーター養成講座開催
- ・サポーター登録
- ・サポーター手帳の交付、更新
- ・評価ポイントの手続き

- ・サポーター登録申請
- ・活動確認スタンプの評価ポイントへの転換申請、ポイントの繰越申請

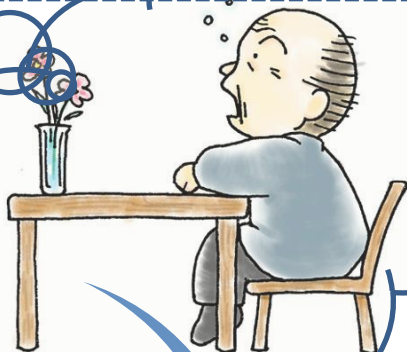
介護支援サポーター



12月1日登録者430人 12

通所型サービスの展開イメージ

要支援者等は残存能力が高い傾向にある。積極的に生活機能向上に取り組むことが大切。座りきりの時間が長いと効果的ではありません。



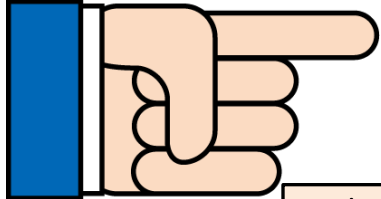
元気な高齢者などの地域のマンパワーを活用し、ふれあいの感じられる通所型サービスを構築する。



目標を明確化し、生活機能の維持・向上を積極的に図る通所型サービスを構築する。

短期集中型（C型）の導入を調整中





通所型サービスの
真の戦略

地域の身近な場所に介護予防・にぎわいの場を
つくっていく…一般介護予防事業で促進



★★
高齢者ふれあいの家

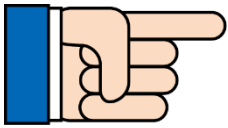
地区社協のサロン
活動とのコラボ
が期待できる

★★
福社会館・自治会館・町内会館

★
イメージとしては
要支援1の方が歩
いて行ける距離が
望ましい
★

★★
特養等の地域交流スペース

サービス卒業生の受け皿にも…



高齢者ふれあいの家等への「ながいき応援団」の派遣事業（H26年度～）
※一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）に位置付けて実施予定

★地域へ介護予防教室のデリバリー★

流山市には、地域の高齢者にとって集いの場として人気のある『高齢者ふれあいの家』があり、現在市内に、15箇所が運営されている。

こうした流山市の特性を活かし、高齢者ふれあいの家に介護予防メニューを取り入れていただくために、以下の介護予防教室が開催できる人材をデリバリーする事業（「ながいき応援団」の派遣事業）を26年度から実施している。

★元気づくり体操を指導できる指導者
（重度化防止推進員）

★音楽を利用した介護予防指導者
（音楽療法士）

第6期では、重度化防止推進員の派遣先を、自治会館（市内に100箇所以上）のほか、特養等の地域交流スペースを対象に拡大する。

また、デリバリーメニューに、口腔機能、栄養改善などを追加していく（地域リハビリテーション活動支援事業の活用を検討）。

こうした取り組みにより、認定に至らない高齢者を増やすことと共に、介護予防・生活支援サービス事業から‘一般介護予防事業’に移行した方の受け皿づくりを進めていく。



【高齢者ふれあいの家】
…地域住民が運営する「花みずき」（流山市平和台5丁目）



【認知症サポーター養成講座・・・地域包括支援センターを招いて開催】



【みんなで介護予防体操】



【高齢者ふれあいの家】

…NPO法人が運営する「えがお」（若葉台）



【ホール：バンド演奏会の様子】



【高齢者ふれあいの家】
…空き家を借用「月見台」

向小金ふれあいの家
月見台

大谷

地域の方の憩いの場にもなっている。



【高齢者ふれあいの家】
元個人診療所を利用
した「野馬土手」

...



この地域には元教授などが多く
文学講座が開催されている。



介護予防・生活支援サービス事業 【その他の生活支援サービス】



栄養改善のための配食。



直接手渡しによる安否確認

訪問型サービス又は通所型サービスを利用する被保険者で、栄養改善が必要な方を対象とし、食の自立支援配食サービスを実施（現行、二次予防事業で実施する事業を移行して行うもの）。民間事業者への委託により実施する。

介護予防把握事業の展開 ～薬局薬剤師を活用したリスク者の抽出～

従来の悉皆調査方式の二次予防事業対象者の把握事業はH26年度をもって終了。



生活機能低下リスクを有する方を埋もれさせないために、その対応をどうするか。

- * 民生委員による地域活動
- * 自治会を中心とする見守り活動



薬局薬剤師の協力により、窓口の対応のなかで高齢者にアプローチし基本チェックリスト等を用いて生活機能低下リスクの可能性のある方を抽出し、地域包括支援センターにつなぐ、早期発見・早期対応事業を実施することを検討中。実施する場合は、薬剤師会に委託により行う。

在宅生活の限界点を引き上げることが「地域のミッション」

… 生活支援コーディネーターが地域づくりの、よろず相談・指南役になっていく。

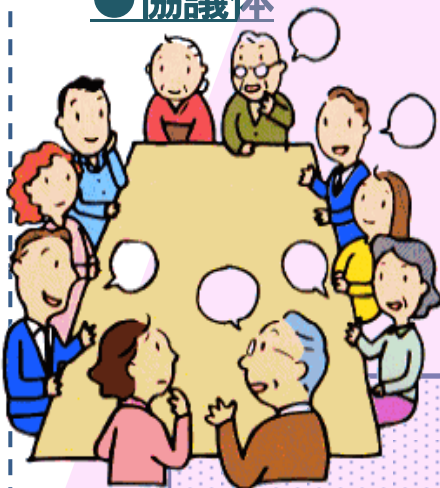
●生活支援コーディネーター



流山市では、4
圏域に1名ずつ、
全体の指導的
立場の者1名の
5名を委嘱予定

地域包括支援センターと連携。協議体が
支援する仕組みとする。地域課題の把握
、人材の発掘・養成、社会資源の創生・活
性化支援等支え合いの地域社会づくりを
推進する。

●協議体



●地域包括支援 センター

▼NPO、シルバー、
社協、生協、民生委
員など

わが地域のために何かし
たい、と思っているだけ
れど、どうしたら良いか
わからないなあ、..

担い手の発掘・養 成支援

(個人)



(グループ)



高齢者の生活支援の
マンパワーとして発展

活動の機会、
団体にコーデ
ィネートして
いく。



- ・サポーター
- ・ボランティア
- ・サービスA
事業者
- ・団体、グル
ープ など

地域の社会資
源となるようサ
ポート



- ・ボランティア
グループ
- ・サロン活動
- ・NPO立上げ
など

流山市における総合事業導入に係る上限管理の試算(27年度)

平成26年度給付等見込み

介護予防訪問介護給付見込額	介護予防通所介護給付見込額	介護予防支援給付見込額	介護予防事業見込額	事業開始前年度(平成26年度)の総額見込み
46,054,000	130,615,000	34,873,000	49,185,000	260,727,000

流山市における後期高齢者数の伸び率(直近3年間)・・・5.72%

平成27年度総合事業の上限額(原則割合) = 275,564,584円(A)

(A) - 153,967,725円(27年度の予防給付) = 121,596,859円(27年度実質上限額) (原)

H27年度総合事業の予算要求額(12/1時点) = 122,360,000円 > (原)

★よって、ガイドライン「(2) 総合事業の上限管理…注3」の10%特例割合を活用
 $260,727,000円 \times 10\% = 26,072,700円$ (B) (原則割合比 11,235,116円増)

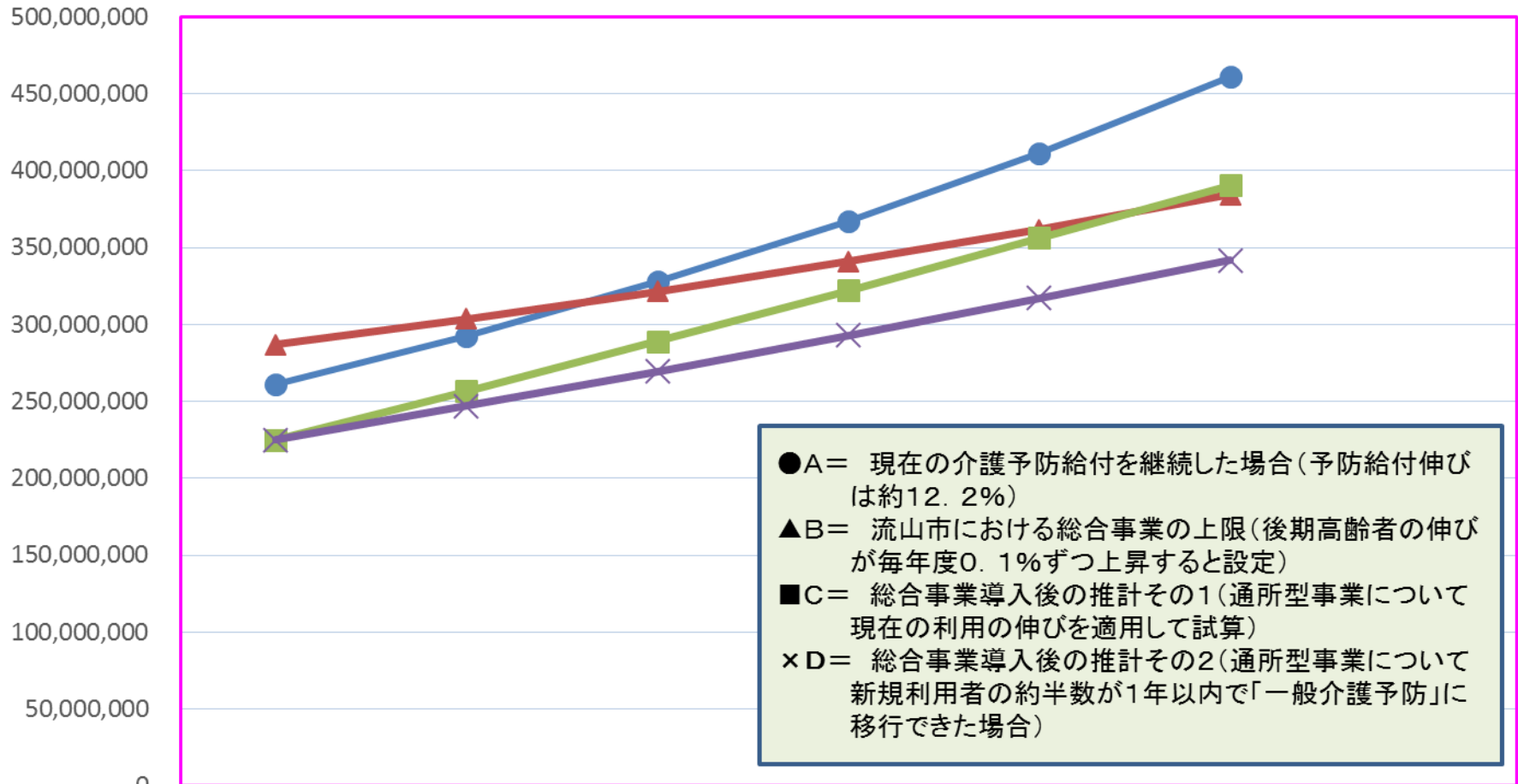
(B) - 153,967,725円(27年度の予防給付) = 132,831,975円(27年度実質上限額) (特)

H27年度総合事業の予算要求額(12/1時点) = 122,360,000円 < (特)

∴10%特例割合の活用で計画通りの総合事業の実施が可能となる。

総合事業の導入後の費用推移の諸比較(粗い推計)

(円)



	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
●A	261,350,124	292,706,839	327,836,273	367,193,418	411,288,246	460,692,367
▲B	286,799,700	303,491,442	321,458,135	340,809,914	361,667,480	384,163,197
■C	224,908,687	256,770,738	288,897,955	322,203,313	356,215,736	390,522,693
×D	224,908,687	246,998,514	269,353,507	292,886,641	317,126,840	341,661,573

●A ▲B ■C ×D

総合事業の展開とともに、地域包括支援センターの機能強化を推進していく

在宅医療・介護連携

医師会等の協力を得て連携を強化し、在宅医療・介護の一体的な提供体制を構築

生活支援サービスの体制整備

生活支援コーディネーターと連携し、高齢者のニーズとボランティア等の地域資源とのマッチングにより、多様な主体による生活支援を充実。地域のマンパワーの発掘と活用を図る。

地域包括支援センターの機能強化

- △市と緊密な連携を図った運営
- △人員体制の充実
- △PDCAによる運営状況の改善と公表
- △新総合事業など制度改正への対応

認知症対策の推進

早期診断・早期対応等により、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制づくりを推進。認知症初期集中支援チームの構築。

地域ケア会議の開催

多職種協働による個別事例のケアマネジメントの充実と地域課題の共有化と解決により地域包括ケアシステムの構築に資する。

センター業務の評価・運営内容の公表

PDCAサイクルによる業務の評価・改善により、効率的・効果的なセンター運営を実現。運営内容の公表により市民の信頼性を確立

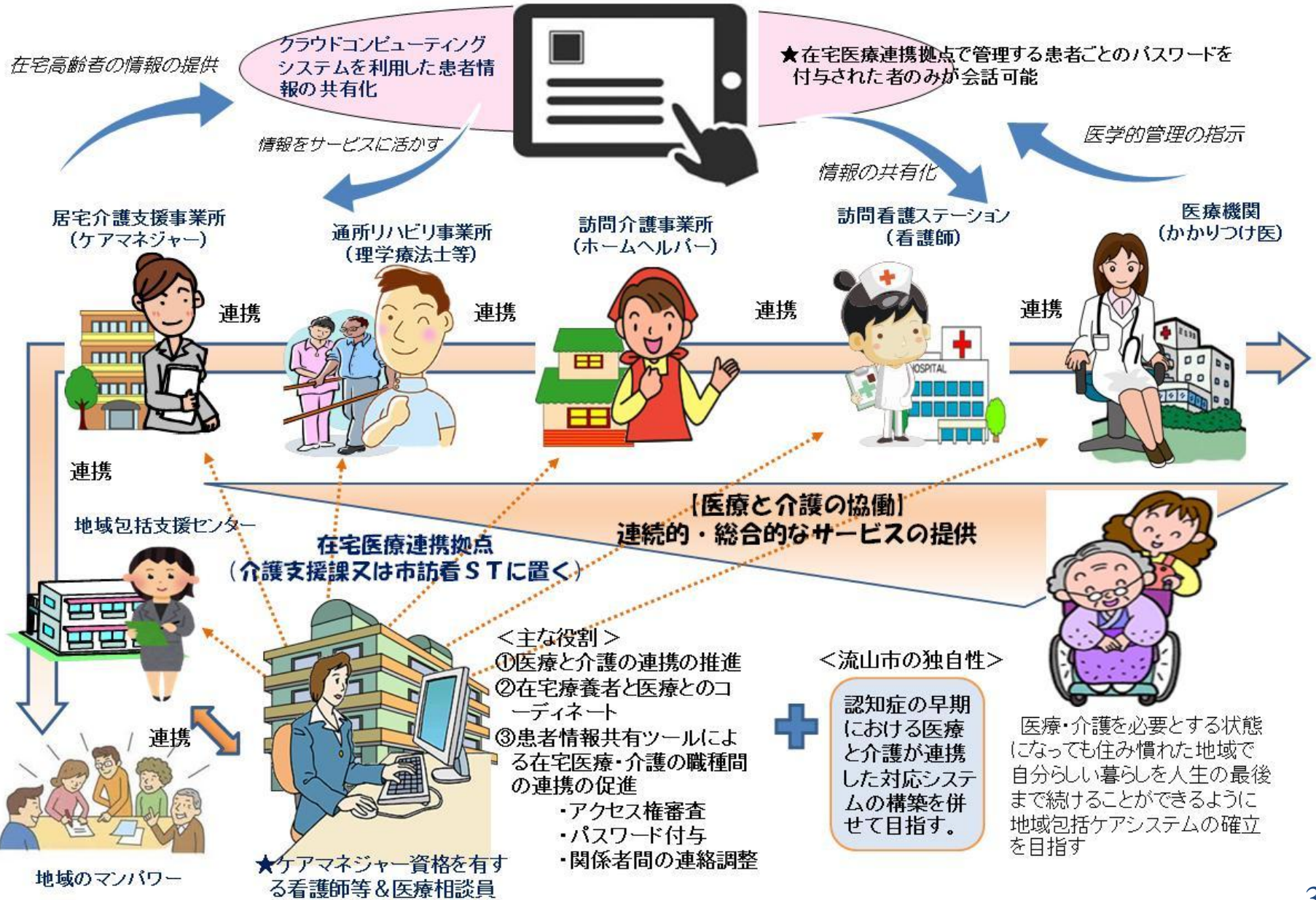
新総合事業による介護予防の推進

利用者の状態を適切に評価し、生活機能の維持・改善につながる介護予防ケアマネジメントを実施

市

地域包括支援センターの運営方針の策定・センター業務の評価事業・運営内容の公表の推進と支援等

在宅医療連携拠点事業(医療と介護の連携)では、ICTを活用した情報共有化を推進する(H26年度～)。
地域包括支援センターは、個別ケースの対応を通じ、地域課題を発見、発展化させることができないか。



新総合事業の導入・最適化に向けて

- 2025年に向けて地域包括ケアシステムを確立していくには大変時間と手間がかかることは必至。あと11年しかない。いちはやくそのスタートを切る必要があるのではないか。
- 総合事業は、サービスの受け皿づくりを行うだけの仕事ではない。総合事業を積極的に活用して高齢者が生きがいと目標をもって住み慣れた地域で暮らせるようなわがまちづくりを進めるプロジェクトである。
- わがまちの特性をじっくり見つめ直しましょう。都市計画や地域振興部門との連携も必要。庁内に横断的組織を立ち上げることも極めて効果的である。
- 協働できる社会資源・地域の人材を見つけに行く、話す、聴く。
- 生活支援体制整備事業(法第115条の45第1項第5号)は、平成27年度から先行して実施することが望ましい。遅くとも、総合事業と同時に導入する。
- 地域包括支援センターをパートナーとして信頼し、共に、地域に対して働きかけ、規範的統合を推進していく。
- 「住民参加」による「地域の支え合い」の仕組みをつくる。市民と共に考え、方針を定め、デザインを描いて、それを共有化していく。
- 介護予防・生活支援サービス事業に集中しすぎない。実は、一般介護予防事業にどれだけ力点と工夫を注ぎ込めるかが、総合事業のポイントになっていくのではないのでしょうか。

流山市では、誰もが、身近な場所で介護予防に気軽に取り組める仕組み、地域ぐるみで介護予防に取り組むまちを構築したいと考えています。